

## 長野県理学療法士会 臨床実習施設認定制度 運用規定

### 【目的】

理学療法士としてのコンプライアンスを遵守し、時代に即した一定水準の臨床実習教育を実践している実習施設を長野県理学療法士会が認定する『臨床実習施設』とし、臨床実習指導者は勿論、新人及び現職者や管理者など、すべての理学療法士の実習教育としての質的向上を図る。また、臨床実習施設認定会議の参加を通じて、他の実習施設や養成校との連携・情報共有を図ることと、より有意義で質の高い臨床実習を提供する事を目指す。

### 【認定期間】

3 年間（更新制）

### 【認定の条件】

#### 1. 実習施設としての条件

- ①理学療法免許取得後、5 年以上の臨床経験があり、臨床実習指導者講習会を終了している者が1 名以上常勤配置されていること。また、上記の理学療法士が臨床実習指導の統括責任者として常勤配置されていること。
- ②学生1 名に対して臨床実習の学生教育を担当するものが1 名以上常勤配置されていること。

#### 2. 臨床実習教育に関する条件

##### ◆実習マニュアルの作成

- ①日本理学療法士協会が作成した『臨床実習の手引き』や各種文献や他施設マニュアル等を参考に、各実習施設独自の臨床実習教育に関する実習指導マニュアル（手順書）が作成されていること。

実習指導マニュアル（手順書）の形式や内容等については、特に県士会としての指定は無い。但し、マニュアルには作成日、更新日が明記されていること。

##### ◆教育部研修会（臨床実習施設認定会議を含む）への参加

- ①認定期間中の3 年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年度内1 回の開催）に各施設内で毎年1 名以上の参加を必須とし、その内容を臨床実習及び科内教育に反映させる努力をすること。尚、法人内の代表が参加し、複数の施設を認定とすることは原則禁止とし、法人内であっても施設毎に1 名以上の参加を必須とする。
- ②認定期間中の3 年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会内に開催される臨床実習施設認定会議（後述の「臨床実習施設認定会議について」をご確認下さい）に毎回1 名以上の参加を必須とし、その内容を臨床実習及び科内教育に反映させる努力をすること。尚、法人内の代表が参加し、複数の施設を認定とすることは原則禁止とし、法人内であっても施設毎に1 名以上の参加を必須とする。

- ◆長野県理学療法士会HP から「臨床実習の理解と教育の手引き ver. 2」をダウンロードし、臨床実習施設認定会議参加までに、当士会の臨床実習に対する方針を確認しておくこと。

### 【申請から認定までの流れ（新規申請）】

1. 「臨床実習施設認定申請書」（県士会HP からダウンロードして記入）、実習指導マニュアル（認定申請する実習施設で使用されている実習教育の手順書と同等のもの）を添付し、臨床実習施設認定係のメールアドレス（[rz-ninntei@pt-nagano.or.jp](mailto:rz-ninntei@pt-nagano.or.jp)）へメール送付をお願い致します。

**※申請書及びマニュアルは出来る限りPDFファイルにてご送付下さい。**

＜「臨床実習施設認定」申請のメール送付先＞

件名は「臨床実習施設認定の新規申請（実習施設名）」として下さい。

後日、「臨床実習施設認定申請」を受理した旨を、臨床実習施設認定係よりメールで返信させていただきます。その返信をもって、臨床実習施設認定申請の受理と致します。

※申請〆切日について

申請は通年で受け付けておりますが、臨床実習施設認定の運用規定上、教育部研修会参加〆切の最終日が申請〆切日となります。〆切日以降の申請は、次年度の臨床実習施設認定となりますので、ご了承をお願い致します。

2. 認定申請された実習施設は、上記書類送付の他に長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（臨床実習施設認定会議を含む）（年度内1 回開催）への参加確認をもって長野県理学療法士会認定の臨床実習施設として登録されます。
3. 認定登録後は、長野県理学療法士会認定の臨床実習施設として長野県理学療法士会HP 上に申請書類・マニュアルが掲載されます。新規で認定された実習施設については、後日当士会より認定証が発行されます。

### 【認定更新について】

1. 認定証に記載されている認定期限内に「臨床実習施設認定申請書」に必要事項を記入の上、最新の实習指導マニュアルを添付し、件名を「臨床実習施設認定の更新（実習施設名）」として臨床実習施設認定係のメールアドレス（[rz-ninntei@pt-nagano.or.jp](mailto:rz-ninntei@pt-nagano.or.jp)）までメール送付をお願い致します。

\*認定期限が切れる2～3 ヶ月前には、臨床実習施設認定係よりその旨を連絡致します。

### 【認定の取り消しについて】

1. 認定期間中、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（臨床実習施設認定会議を含む）への参加が確認出来なかった場合は、認定が取り消しとなります。やむを得ない事情がある場合には、事前に臨床実習施設認定係までご連絡下さい。
2. 3年間の認定期限を迎える前に、認定更新の連絡がない場合は認定が取り消しとなりますので、ご注意下さい。

### 【臨床実習施設認定会議について】

1. 開催日時：年一回行われる長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会内に開催
2. 参加者：長野県理学療法士会学術局長及び教育部長、教育部員  
県内各養成校の教員  
新規認定申請した施設の現職者  
認定期間中又は更新申請をした施設の現職者  
臨床実習施設認定申請を検討中の施設の現職者  
その他
3. 進行について  
司会：臨床実習施設認定係
4. 会議内容（予定）：
  - ① 臨床実習教育に関わる講演
  - ② 各施設及び各養成校との意見交換
  - ③ その他

令和5年11月25日改訂

以上